

「佐賀市葬祭場の建築物等に関する指導要綱」の説明及び概要

佐賀市葬祭場の建築物等に関する指導要綱とは

葬祭場の設置の計画および管理運営に関し、必要な指導内容を定め、葬祭場を設置する建築主に対し協力を求めることにより、周辺関係住民等との紛争を未然に防止し、併せて良好な住環境の形成に資することを目的としています。

佐賀市における制度運用の上の定義

(1) 葬祭場

葬祭場とは、業として葬儀を行うことを主たる目的とした集会施設をいいます。

(2) 葬祭場の建築等

葬祭場の建築とは、葬祭場の新築、改築若しくは増築又は用途変更若しくは使用方法の変更変更による葬祭場の設置をいいます。

(3) 建築主

葬祭場の建築又は管理運営をしようとする者をいいます。

(3) 周辺関係住民等

葬祭場の隣地境界線から100m以内に居住する者及び100m以内の土地の所有者並びに当該葬祭場が建築される自治会をいいます。

指導内容の概要

1. 事前協議

- ・葬祭場建築計画の概要の提出及び要綱に定める事項についての協議を行う。

2. 周辺関係住民への周知

- ・葬祭場計画を周辺関係住民への周知看板の設置
- ・周辺関係住民に対し、説明又は説明会の開催

3. 建築計画上の措置

- ・隣地境界から1.5～4.0m以上の壁面後退と緑化
- ・総客席数の3分の1程度の駐車台数の確保(近傍地可)
- ・霊柩車、マイクロバス等の発着場所の設置(敷地内)

4. 管理運営上の措置

- ・供花等は敷地内に設ける
- ・通夜、告別式等は、当該建築物の敷地内で行う
- ・防音、防臭に配慮
- ・会葬者の自動車規制